社說

帝室と國民

帝室を政治以上に置き奉る可きは勿論のみにして何人も異議はある可らず政治以上に置き奉るとは政界の黨派の如きは申す迄もなく官民朝野の如何に拘はらず社會全體に[illegible]を遠からしめらるゝの意味にして此點よりすれば帝室と國民とは成る可く相近いて情意相通ずるの有らんこそ望ましけれ然るに今日の情態を見るに立憲政治の本色として人民の言路は甚だ自由に事として言ふを得ざるものなく言ふて聞えざるものなし政治上には毫も疎格の患を見ずと雖も一般の國民が帝室に對し奉りて顧に遠懸に思ふ所のものは九重雲深くして宮中の御消息に至ては咫び知るみと甚だ稀れに恐れ多くも時としては玉體の御不豫に渡らせらるゝみとさへも後にて承知するかせざるみと多し臣民の情として安んぜざる所なり随て又宮內省の官吏の如きも他と別にして恰も物外に在りて世と相關せざるの有樣なるが故に其擧動も甚だ分明ならず過般云々の世評なども只評論のまゝに一任して眞僞を知るに苦しむが如き帝室には關係なきみとなれども實際には甚だ妙ならざるが如し要するに帝室の恩德を社會全體に遍からしめ國民をしていよ／＼ます／＼仰み奉らしむるには平素の御起居御擧動までも成る可く一般の耳目に達して臣民たるもの、至情を安んぜられんみと最も喜ぶ所なる可し

尚は帝室を政治以上に置き奉る可き事に關して爰に注意す可きは帝室と政府との關係なり世間の說に據れば政府の大臣は定額の俸給の外に別に帝室より金圓の恩賜あり前年經費節減の際に辭退したれども優渥なる命に由りて其儘に付したりと云ふ畢竟今の大臣の俸給は割合に少なくして其地位面目を保つには不足勝なるより其邊の事情を察せられて特に恩賜の御沙汰あるみとならん誠に難有き次第なれども本來政府の官吏は大小に論なく職務に鞅掌して其勢力に酬ゆ可き俸給は國庫より受く可き筈のものなれば其俸給にして身を支ふるに足らざるときは宜しく之を要求して正當に支出せしむ可し若し其必要とあれば何人も異議はなきみとならん帝室より臣民への恩賜は素より當然のみとにして敢て云々す可き所に非ざれども特に大臣に限りて俸給不足の爲めに恩賜あるかては國民に於て甚だ相濟まざる次第なれば之を辭し奉るみと穩當なる可し又國家に勳勞ある云々の爲めに恩賜ありしもの〻如きも[illegible]

[illegible]

○農商務省の事業

戰後の計畫として施設すべき事業の最も多きものは陸海軍に次いで農商務省なるが三十年度に於ける同省の計畫を豫算に依りて調査するに大要左の如し

●本省　日獨改正條約に於ては發明意匠及商標に關する相互保護條款は其交換の日より直に實施すべき規定なるに夾り特許局の擴張あり（一）民業の發達に伴ひ技師の需用頻繁なる爲め技師俸給增加の要求あり（二）地質調査の事業は本州に引續き北海道並沖繩の調査を施行するの計畫あり三十年度に於ては更に北海道へ調査派出員に一名を增加し又調査及分析試驗事業上諸般の設途に於て增加を要求せり（三）獸疫の調査は其豫防制遏上最も緊急の要務とする所にして時省中には豫て家畜傳染病試驗所なる者ありしも僅少にして其成績を見るに足る者なかりしかば今回新に獸疫調査費を要求し病性及消毒法等に關し學理及實驗上諸般の調査に着手する豫定なり（四）次に農業組合法の制定狩獵法に關する野生鳥獸の效害調査、海外に於ける害虫驅除豫防の方法及其施行例等調査の爲め其經費を要求せり（五）

●山林　三十年度に於て山林に對し施設すべき第一の事業は從來林務官の俸給平均他官署の高等官に比し權衡を得ざりし爲め適當の人物を得るに難く事務上の障害ありしが之れを改めて增額を要求し又官林取締上保護區を增設せり（一）次に[illegible]林事業を施行するには必ず施業案の編製を必要とすれども從來の定額にては其目的を達する能はざるのみならず木材需用增進の結果該事業の速成を要するものあり三十年度に於ては之れが事業に着手すべき豫定にて其經費を要求せり（二）前數年來新植したる官林及び天然林に對し手入を要する事業は益々增加し苗圃の擴張及林道の開設等諸般の事業に着手する計畫をなせり（三）

●鑛山　一般工業の發達に伴ひ鑛山事業も亦近時著しき勃興を來たしたる爲め鑛山監督署の事務は一層愼重を加へ敏活なる措置を要すれば監督官吏の人撰をなす筈なり

●水產　水產調査所は地方實驗場を設け水族及漁場の調査製造其他前年度に繼續施行を勉むるのみならず水產講習所を官設とし之を水產調査所に附屬せしめ技術者養成の擴張に着手する計畫をなせり

●蠶業　同講習所は二十九年度に創設せしものにて同年度は未だ講習所本來の事業に着手するに至らざりしも三十年度に於ては愈々同業務に着手する豫定なり而して[illegible]の如き多年同省に於て調査し來りしも經驗上の事業にて未だ其病因を確むるに至らず或は黴菌の寄生と云ひ或は生理の關係と稱し其原因明瞭ならざれども今に[illegible]の策を講ぜずんば其害毒を全國に[illegible]せしむるに至らんも圖るべからざれば[illegible]所にては先づ該病調査の準備として其病因[illegible]する方法を研究し蠶業の改良增進を助長せしむる計畫をなせり

●馬匹　[illegible]良は前年來計畫せる所なるが三十年度に[illegible]種馬の購入をなす筈なり外國種馬を購入し[illegible]の改良をなすは馬匹改良上の大主眼とする所[illegible]年度に設置したる種馬牧場の如きも此の[illegible]要する計畫なりと

●府縣農會　[illegible]年度に於ては[illegible]の一會なりしも三十年度に於ては兵庫栃木岩手の三縣に開設の豫定なり

●製鐵所　戰後經營の一として二十九年度に創設したる製鐵所は[illegible]中の備用品より敷地購買及び土工等に關しては既に準備整頓したるに依り三十年度に於ては愈よ器械を購入し製鐵事業に着手する計畫にて之れが經費を要求せり

●度量衡　度量衡檢定は來る三十二年に於て第一回を施行すべき豫定なるに依り本省より地方廳に交付すべき檢定用具及び之に附屬する諸器具の新調及び修繕を要すると該檢定用具は其數甚だ許多なるとに依り當來の倉庫のみにては之を保管する能はざるを以て更に倉庫新設を要するに依り十二萬餘圓を三箇年間の繼續事業として要求せり

○會計檢査院行務成績表

政府より今期の議會に提出すべき二十七年度決算及同決算報告書は去臘二十六日を以て同院長より內閣總理大臣の許に差出したるが會計檢査院法第十五條に依り同院長より陛下の御手許に呈する各省行務成績表は今春より其調査に着手する豫定なる由同成績表は會計檢査院が檢査確定したる二十七年度決算に依り各省行務の成績に關して忌憚なく同院が認めたる所を指摘し陛下の御內覽に供し奉るものにて陛下には場合に依り總理大臣に交付して參考に資せしめらるゝものなりと

○新年の信書集配高　市中の各郵便局にて去る一日より三箇日間に取扱ひし信書（封書葉書とも）の總高は取集の分千二百八十一萬二百九十三通にして昨年同時期に比し一割七分三厘強の增加、配達の分六百萬七千六百二十三通にして昨年同時期より一割九分二厘強の增加なりと云ふ其明細表は左の如し

種別		本年一月	昨年一月	前年より增加	割合
取集	一日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	二日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	三日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
配達	一日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	二日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	三日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

尚は一昨四日に市中商店より各地に向けて出せし初相場電報數は三千四百五十通にして昨年同時期の二千九百七十四通に比すれば四百七十六通の增加なりと云ふ

官報

○勅令

勅令第一號

海軍旗章條例（承前）

第二十一條　第九條及第十六條ニ依リ同一艦船ニ同時ニ[illegible]ヲ揭揚スヘキ場合ニ於テハ只其ノ最多數ノ[illegible]ヲ揭揚ス

第二十二條　軍艦旗ハ軍艦及水雷艇ニ於テ後部縱帆桁若クハ後部ノ旗竿ニ揭ク[illegible]ニ在ルトキハ第三十五條第三十六條及第三十八條ノ場合ヲ除クノ外之ヲ揭ケサルヲ例トス

軍艦旗ハ[illegible]ニ於テ[illegible]ヲ司ルトキ亦前項ニ準シ之ヲ揭クルコトヲ得

第二十三條　軍艦旗ハ在泊中午前八時ニ之ヲ揭揚シ日沒ニ至テ之ヲ降下スヘシ

第二十四條　軍艦在泊中他ノ軍艦其ノ旗章ヲ揭ケテ[illegible]シ若クハ入港出港スルトキ及儀式施行ノ場合ニハ第二十三條ノ時刻ニ拘ラス[illegible]

第二十五條　前條ノ場合ニ於テ第二十三條ノ軍艦旗揭揚時刻ニ到リタルトキハ先ツ其ノ時前ニ之ヲ降下シ規定ノ時刻ニ再ヒ之ヲ揭揚スヘシ若シ日沒ニ際會セハ一旦降下シ更ニ之ヲ揭揚スヘシ

第二十六條　[illegible]ヲ揭揚セサルヲ例トス但[illegible]

第二十七條　[illegible]

第二十八條　[illegible]

第二十九條　[illegible]

第三十條　[illegible]

一　儀式[illegible]スルトキ

二　外國[illegible]ト交通ヲナストキ

第三十一條　[illegible]

第三十二條　[illegible]

第三十三條　[illegible]

第三十四條　[illegible]

第三十五條　左ノ祝日ニハ[illegible]

第三十六條　左ノ祝日ニハ[illegible]ヲ得

紀元節

天長節

天皇皇后[illegible]

一月一日

第三十七條　第三十五條第三十六條ノ場合[illegible]

第三十八條　帝國軍艦[illegible]

第一項第二項ノ[illegible]ヲ行フヘシ

第三十九條　[illegible]

第四十條　[illegible]

第四十一條　[illegible]

第四十二條　[illegible]

第四十三條　[illegible]

第四十四條　工作[illegible]

第四十五條　[illegible]

第四十六條　[illegible]

第四十七條　[illegible]

第四十八條　[illegible]

第四十九條　[illegible]

第五十條　[illegible]

第五十一條　[illegible]